

議 長	事務局長	次 長	総務係長	書 記

委 員 会 記 録 簿
(閉会中)

委員会名	議会広報特別委員会			
開会日時	令和4年4月26日 9時00分 開会			
	令和4年4月26日 12時08分 閉会			
場 所	第1委員会室			
出席者数	委員定数6名中、出席者6名			
出席委員	新田 和明	南澤 克彦	—	
	田邊 介三	山本 数博	武岡 隆文	
	芦田 宏治	—	—	
議 長	—	—	—	
欠席委員	—	—	—	
出席した事務局職員	総務係主査	日野 貴恵	総務係主任主事	山口 渉
付議事件	(1) 議会だより第73号の編纂について (2) 原稿作成における申し合わせ事項の再確認について			

1. 経過

【開会 9:00】

(1) 議会だより第73号の編纂について

○委員長

開会する。

議会だより第73号の編纂及び校正について行う。

—前回校正の修正部分及び未校正の部分を1ページずつ読み合わせ、
校正作業—

(基本的に原稿作成者が原稿を読む。全てのページ終了)

【休憩 9:13～9:15】

【休憩 9:51～10:00】

【休憩 11:15～11:20】

(2) 原稿作成における申し合わせ事項の再確認について

協議結果は以下の通り。

〔決定事項〕

- ・議会だよりの行数は30行とする。
- ・傍聴記の掲載について2年間で1人1回、1号につき2名以内の掲載とする。(引継ぎ資料に追記)

〔継続審査事項〕

6月定例会初日の閉会後に時間を設け以下の内容について協議する。

- ・産業厚生常任委員会と総務文教常任委員会の文章構成について
 1. 委員会ページの内容記載の優先順位は引継ぎ事項のとおりで良いか
(①議案審査 ②陳情、要望 ③所管事務調査 ④報告事項)
 2. 「議案」「質疑」「採決」の取り扱い(両委員長にも意見を伺う)
 3. 近隣他市町の発行紙を参考にする
 4. 掲載ページ数について
- ・傍聴記の掲載について
掲載の基準は都度臨機応変にするか、ガイドラインを設けるか

○委員長

以上で最終校正を終了する。

以上で、本日の委員会を終了する。

【閉会 12:08】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会広報特別委員会委員長